

目次

1. 下級審の連続誤審	P 1
2. 公正なる会計慣行	P 3
3. 経過措置の欠陥	P 4
4. 驚異の上告趣意書	P 6
5. 被疑者の自殺	P 7
6. 社会的制裁の清算	P 9

1. 下級審の連続誤審

平成10年3月期の銀行決算においては、不良債権の自己査定基準による企業会計原則は完全適用されておらず、不良債権償却証明制度による大蔵省銀行統一経理基準が存続していたのであるから、その公正なる会計慣行に従って組まれた長銀の平成10年3月期の決算財務諸表は、適正にして適法なものであり、これを適用もされていない企業会計原則違反を持ち出して不法決算とすることはできない。この当たり前の理屈を理解するのに、司法は10年という気の遠くなるほどの長い時間を費やした。

長銀の粉飾決算事件においては、適用される会計基準、不良債権の粉飾会計処理、被告人の犯意の認定の三論点が激しく争われたが、結局勝負は会計基準一本で決した。本件最高裁逆転無罪判決は、高々全16ページ弱の短いものであり、原審判決を破棄して逆転無罪を言渡す理由としては、次の一点のみが主張されている。

このように、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、特に関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関しては、新たな基準として直ちに適用するには、明確性に乏しかったと認められる上、本件当時、関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関し、従来いわゆる税法基準の考え方による処理を排除して厳格に前記改正後の決算経理基準に従うべきことも必ずしも明確であったとはいえず、過度的な状況にあったといえ、そのような状況のもとでは、これまで「公正ナル会計慣行」として行われてきた税法基準の考え方によって関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定を行うことをもって、これが資産査定通達等の示す方向性から逸脱するものであったとしても、直ちに違法であったということとはできない。

そうすると、長銀の本件決算処理は「公正ナル会計慣行」に反する違法なものとはいえない

いから、本件有価証券報告書の提出及び配当につき、被告人らに対し、虚偽記載有価証券報告書提出罪及び違法配当罪の成立を認めた第1審判決及びこれを是認した原判決は、事実を誤認して法令の解釈適用を誤ったものであって、破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。

最高裁判決は、不良債権償却証明制度（判決ではこれを税法基準と呼んでいる）によって組まれた長銀の平成10年3月期決算が、自己査定基準（企業会計原則に準拠している）によって組まれる決算から逸脱するものであったとしても、「直ちに違法であったということとはできない」として、だから、原審有罪判決は、「破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる」と結論付けしている。「破棄しなければ著しく正義に反する」という過激な結論にしては、その根拠付けが弱々しい限りではあるが、これは誤審した下級審に対するそれなりの気配り・配慮というもので、結局言っていることは本稿の主張と変わらない。

そこで、なぜこれだけ簡単な理屈が本件下級審には理解できず、馬鹿馬鹿しい限りの誤審をやってくれたのかということになるのであるが、誤審の理由は簡単である。会計基準そのものに対する基礎理解ができていないのである。下級審の会計基準に対する理解は、本件東京高等裁判所の有罪判決文から読み取ることができる。該当主要本文のみを以下に転載する。

したがって、「資産査定通達等」の定める基準に基本的に従うことが「公正なる会計慣行」となっていたというべきであり、その反面、「資産査定基準等」の趣旨に反し、その定める基準から大きく逸脱する会計処理は、もはや「公正なる会計慣行」に従ったものとはいえず、従前「公正なる会計慣行」として容認されていた税法基準による会計処理や、関連ノンバンク等についての段階的処理等を容認していた従前の会計処理はもはや「公正なる会計慣行」に従ったものではなくなった、言い換えると、「資産査定通達等」の示す基準に基本的に従うことが唯一の「公正なる会計慣行」であり、この二つの基準の並存はありえないというべきである。

高裁有罪判決は、公正なる会計慣行は唯一に違いないという前提のもとで有罪判決の理論構成を行っており、この構造は本件東京地裁の有罪判決も同様である。これらの有罪判決は、「公正なる会計慣行唯一論」の下で、片や公正なる会計慣行である企業会計原則に従った自己査定基準がある以上、（税法基準である）不良債権償却証明制度による大蔵省銀行統一経理基準などもはや公正なる会計慣行とはいえず、従って、自己査定基準と統一経理基準の並立はありえないという組み立てになっている。

ところが公正なる会計慣行は二つ以上ありうるのである。会計の世界では、複数の会計基

準が並存することなど普遍的にある。すなわち本件地裁及び高裁の有罪判決が当然の前提としている公正なる会計慣行唯一論は、そもそも理論の前提として間違っている。ここに本件下級審の連続誤審の理由がある。

2. 公正なる会計慣行

およそ会計を真摯に学び実践している人であれば、現在の日本には複数の会計原則が存在し、それぞれが、その目的に応じて使い分けられるとともに、さしたる矛盾なく並存していることを知っている。日本の上場会社には金融商品取引法（旧証券取引法）が適用され、そこでの決算財務諸表は財務諸表等規則に基づいて作成されている。財務諸表等規則の会計原理は企業会計原則である。ところが日本の非上場会社の圧倒的多数は、非上場で金融商品取引法が適用にならないことを奇禍として、企業会計原則に基づく決算財務諸表を作成しておらず、税法基準による決算財務諸表のみを作成している。ここで非上場会社の数は上場会社の数より圧倒的に多いのであるから、非上場会社の税法基準は、上場会社に対する企業会計原則と同様、公正なる会計慣行というべきであろう。

日本の上場会社の中には、ホンダや日立製作所、ソニーといった多国籍企業を中心に、日本の証券市場だけではなく米国の証券取引所にも上場している会社が二十数社ある。米国の証券市場は日本の企業会計原則を認めていないので、これらの米国上場会社は、日本の企業会計原則に代えて米国の会計原則に従った財務諸表を作成し開示している。米国の会計原則（SEC 基準という）と日本の企業会計原則は、少なからぬ会計処理において相違しており、従って、そこで計上される利益額は当然のことながら異なる。日本の企業会計原則で作成された財務諸表では黒字であるものが、米国 SEC 基準では赤字となることもあり、その逆のケースもまたざらにある。

日本企業が利用可能な会計原則としては、米国 SEC 基準のほかに国際会計基準があり、これまた米国 SEC 基準や日本の企業会計原則とは、少なからぬ部分において相違している。国際会計基準により計算される利益額が、日本の企業会計原則や米国 SEC 基準の下での利益額と異なることもまた同様である。すなわち現在の日本の経済社会には、企業会計原則のほかに、税法基準、米国 SEC 基準、国際会計基準という異なる会計原則が並存しているのであり、その全てがまぎれもなく公正なる会計慣行なのである。

複数の公正なる会計原則が並存するという現実に加えて、会計では同一の会計原則の中に複数の会計処理基準を認めている。有形固定資産の減価償却一つ取ってみても、その償却方法には定率法もあれば定額法もあるのであり、全ての会計原則が減価償却方法の選択適用を認めている。棚卸資産の評価基準としては、低価法を採用しても良いが、原価

法でもかまわない。連結調整勘定の償却方法では、20年以内の一定年数での規則償却を行えばいいのであり、ということは、20年で償却してもかまわなければ、5年あるいは10年で償却してもかまわない。減価償却方法における定額法・定率法、棚卸資産の評価基準における低価法・原価法、連結調整勘定の20年償却・10年償却・5年償却のもとでの決算は、それぞれの処理基準によって計算される損益の額が当然に異なり、会計はそれを当然の前提として成立している。複数の公正なる会計慣行の中で、さらに複数の会計基準が並存可能であり、それは会計の常識なのである。

このことを本件長銀粉飾決算事件に当てはめて考えてみると、日本の銀行決算では、少なくとも平成9年3月期決算以前は企業会計原則が適用になっておらず、そこでは大蔵省銀行統一経理基準だけが公正なる会計慣行とされていた。この点は全ての関係者において異論がない。さてバブル経済の崩壊の結果、大蔵省銀行統一経理基準が、不動産担保融資による不良債権の適正表示において致命的な欠陥があることが判明し、そこで銀行決算においても、企業会計原則に基づく資産の自己査定基準が導入されることになった。銀行業以外の全ての上場会社にはもともと企業会計原則が適用されており、そこでは自己査定基準などなくとも、経営者は当然に会社の資産を自己査定して必要な引当金を計上しなければならなかった。すなわち、銀行業だけに認められていた不良債権償却証明制度などという特殊例外的会計基準が廃止になり、企業会計原則と同様の、資産の自己査定基準が適用されることになったのである。

ここにおいて日本の銀行行政は、大蔵省による行政指導方式から、銀行の自己責任方式へと大転換することになる。銀行決算も、不良債権の償却証明を取りながら大蔵省の行政指導によって組む決算から、資産の自己査定に基づく銀行の自主決算に変更されたのである。銀行の自主決算のもとでの金融監督行政は、決算数値に基づく早期是正措置により行われる。ところで、早期是正措置制度の発効は平成11年4月1日以降とされていた。ならば、最高裁判決文が認めているように、平成10年3月期は、大蔵省銀行統一経理基準から企業会計原則へと、銀行決算に適用される会計基準が転換される過度期だったことになる。

過度期においては、新たな会計基準も公正なる会計慣行であると同時に、従前の会計基準もまた公正なる会計慣行に他ならない。すなわち、平成10年3月期の銀行決算においては、大蔵省銀行統一経理基準と企業会計原則という二つの公正なる会計慣行があり、従って、それぞれの公正なる会計慣行の下での税法基準（不良債権償却証明制度）と自己査定基準は、当然に並存可能な会計基準だったのであり、そして、事実として現に並存していたのである。

3. 経過措置の欠陥

経済社会の変動の結果、ある時代には有効であった会計基準が、次の時代にはその有効性を失うことがある。このため、企業会計原則は常に時代の変遷の中で見直され、改正を繰り返しているのが旧基準と新基準の並存期における経過規定である。

従って、会計基準の変更に際しては、新基準の適用に関する十分な周知徹底期間をおくとともに、誤解の余地のない適用開始時期を定めておくことが重要である。このため、新基準の適用開始時期については、全ての企業が新基準を一斉に同日適用することが非現実的であることに鑑み、「平成10年4月1日以降開始事業年度から適用」とか、「平成10年4月1日以降終了事業年度から適用」といった規定の仕方により、運用上の誤解の余地の無い規定として定められるのが一般的である。

新会計基準適用開始時期とともに、新基準適用開始前における新基準の早期適用も、実務上大きな問題となりやすい。一般的には、新基準は旧基準より社会的有用性が高いと考えられるので、新基準の適用開始時期以前における新基準の早期適用は望ましいとする意見が多数説ではあるものの、しかしながら、新基準の適用開始時期以前にそれを早期適用するのは、抜け駆けの違反行為であるとする有力説もあるのである。そこで新基準の公表の際には「新基準の早期適用を妨げない。」とする、いわゆる早期適用奨励規定を定めておくことが一般的である。早期適用奨励規定が無い新基準は、それがいくら優れた基準であろうと、適用開始時期以前の早期適用はできないのであり、その場合、いくら旧基準が時代遅れで弊害が多かろうが、依然として旧基準による会計処理を行なわざるを得ないのである。以上が、会計基準の改正に関する会計の常識である。

平成10年3月期決算に係る銀行決算の不思議さは、この年度には、不良債権償却証明制度から資産自己査定基準への変更という、銀行経理上の歴史的な大改正が行われたにもかかわらず、その新基準の適用開始時期が、基準の規定だけからは判然としないという点にある。

本件下級審が誤審したように、たしかに平成10年3月期前後には、旧基準たる大蔵省銀行統一経理基準と不良債権償却証明制度の廃止時期、並びに、新基準たる自己査定基準の制定時期が錯綜しており、旧基準の適用廃止と新基準の適用開始のそれぞれの時期について、解釈上の疑問の余地が残されている。しかも、新基準の適用を平成10年3月期決算から強制するというのであれば、その周知徹底期間はわずか1年にしかならない。自己査定基準を平成9年3月に公表して、それを平成10年3月期から全面適用させるとすれば、平成10年3月期の最初の一月である平成9年4月期から見れば、新基準適用のための準

備・猶予期間は僅か1月未満なのである。さらに、解釈上の疑問を解消すべき新旧両基準のいずれにも、新基準の早期適用奨励規定は明記されていない。これでは、平成10年3月期への旧基準の適用を排除することはどだい無理というものである。

銀行に対する資産の自己査定基準は、銀行の不良債権を糾弾する国民世論を受けて、大騒ぎのドサクサのうちに制定されたのである。だから、その基準は、適用開始時期の明確化、新基準の十分な周知徹底期間の確保、適用開始前早期適用奨励規定の全てにおいて、致命的な欠陥を有している。ならば、本件粉飾決算事件における公正なる会計慣行の認定においては、法令解釈における被告人有利の原則に基づき、公正なる会計慣行複数並存説をとることが正しい。

4. 驚異の上告趣意書

本件下級審の誤審の原因となった二つの「公正なる会計慣行問題」については、弁護側の論証にも問題が多い。

既に前項において指摘したように、平成10年3月期は、銀行決算が大蔵省銀行統一経理基準から企業会計原則へと転換される過度期であり、税法基準（不良債権償却証明制度）と自己査定基準が並存していた。公判においてはそう主張すべきところ、一審での弁護人は、

「資産査定通達等は、あくまでもガイドラインに過ぎず、法規範性を有するものではない」などと主張しているのである。

「平成10年3月期では、税法基準こそ唯一の公正なる会計慣行であって、自己査定基準は規範性のないガイドラインに過ぎなかった」

と主張しているのであるから、主張そのものが事実と反している。こんな勉強不足の眠たいことを言っているから、

「(自己査定基準は) 弁護人らが主張するような趣旨での単なるガイドラインと言うことはできない。」

として、バツサリ有罪判決を食らうのである。

本件での弁護人が一審での眠たい主張を振り捨てて、本件無罪の決定的な論証を行ったのは、最高裁への上告審がはじめてのことではなかったか？最高裁の逆転無罪判決文の中に、次の一文があり、そこでの弁護人の主張は瞠目すべき破壊力を持っている。

以上のようなことから、平成10年3月期の決算に関して、多くの銀行では、少なくとも関連ノンバンク等に対する貸出金についての資産査定に関して、厳格に資産査定通達等に

よって補充される決算経理基準によるべきものとは認識しておらず、現に長銀以外の同期の各銀行の会計処理の状況を見ても、大手行18行のうち14行は、長銀と同様、関連ノンバンク等に対する将来の支援予定額については、引当金を計上しておらず、これを引当金として計上した銀行は4行に過ぎなかった。また、長銀及び株式会社D銀行の2行は要償却・引当額についての自己査定結果と金融監督庁の金融検査結果との乖離が特に大きかったものの、他の大手17行に関しても、総額1兆円以上にのぼる償却・引当不足が指摘されていたことからすると、当時において、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準は、その解釈、適用に相当の幅が生じるものであったといわざるを得ない。

このように強烈な弁論は、本件下級審判決には一切見られないのであるから、弁護人は、「平成10年3月期決算においては、日本の大手銀行の圧倒的多数は不良債権償却証明制度のもとで決算を行っていた」ことを、上告審において初めて立証したことになる。

圧倒的多数の大手都市銀行が不良債権償却証明制度のもとで決算を行っていたのであれば、不良債権償却証明制度は、本稿で展開したような難解な会計論を持ち出すまでもなく、平成10年3月期における公正なる会計慣行だったに決まっている。上告趣意書で立証されたに違いない大手18行の決算実態は、そのすべてが有価証券報告書という既知の公表財務諸表に基づいているのであるから、その信用性など争うまでもない。最高裁は弁護人の上告趣意書を見て飛び上がったのではないか。

最高裁にこんな論証が上がってきたのであれば、もはや原審有罪判決は歴史の批判に耐えることができない。こんなところで司法の安定を持ち出して上告棄却とやってみても、いずれ、平成10年3月期における日本の銀行決算の実態は歴史の前に明らかになるに決まっている。最高裁は逆転無罪を出さざるを得なかったのである。

5. 被疑者の自殺

最高裁の無罪判決を受けて、被告人3名は、いわれなき逮捕・勾留につき、刑事補償法の規定に基づき、国庫より賠償金を受け取ることができる。補償額は、一日当たり1千円以上1万2千5百円以下の範囲内で、拘留期間、財産上の損失、精神的及び肉体的苦痛、検察官の過失等を総合的に判断して裁判所が決める。(刑事補償法第4条) 本件は自白事件であるため、被告人3名は逮捕勾留満期の起訴時点で保釈されたはずであり、この場合、被告人3名の勾留期間は20日強と考えられる。同種事例における1日あたりの補償額は1万円弱なので、結局、各被告人は一人当たり20万円程度の補償金をもらえることになる。これで被告人3名がこの10年間に受けてきた不当な屈辱の償いができるであろうか？

国家賠償法に基づく国家賠償を求めるという方法も考えられるが、その実現は最高裁逆転無罪同様、極めて難易度が高い。日本国憲法第17条は、

「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」

と定めているのであるが、その不法行為は公務員に故意又は過失があったときに限られる。

(国家賠償法第1条) 単なる民間人に過ぎない本件3被告人が、検察官の不当起訴の故意・過失を立証することなど、不可能に近い。事態がこのまま放置されれば、検察庁特捜部の粉飾決算事件捏造による不当な司法制裁が、20万円の金でことが済まされてしまうのである。

ここでどうしても歴史の中に記憶しておくべきことがある。本件で被告人とされた大野木克信氏、須田正巳氏、鈴木克治氏の3名が東京地検特捜部により逮捕されたのは平成11年6月1日のことであるが、その1ヶ月前の5月6日に、当時の上原隆副頭取が杉並区のビジネスホテルの一室で自殺しているのである。上原副頭取がビジネスホテルにいたのは、検察庁特捜部の取調べが始まり自宅にマスコミが大挙して押し寄せたため、ご一家の身動きが取れなくなってしまったからである。

上原副頭取は、長銀の国際派のエースと言われ、長銀の破綻なかりせば大野木頭取の次の頭取と目されていた人である。上原副頭取は、問題となった平成10年3月期決算の直接の担当者であり、東京地検特捜部の任意による事情聴取を受けた直後の自殺であった。平成11年5月は、東京地検特捜部の長銀経営陣起訴に向けた取調べが佳境に入っている時期であり、この月には、上原副頭取の自殺に相次いで、当時の福田一憲大阪支店長も自殺している。福田支店長は本件粉飾決算事件解明のキーマンといわれていた人である。

ことほど左様に、検察庁特捜部の逮捕前任意の取調べでは被疑者の自殺が多い。(注1) 無理な自白の強要が被疑者を自殺にまで追い込んでいるのではないかとの批判に対して、検察庁特捜部は、

「逮捕前任意での取調べで被疑者が自殺するのは事件の筋が良い証拠」

などと言い放ち、自白調書の捏造とその調書への署名・指印の強要の事実を認めてこなかった。被疑者が取調べ段階で自殺するのは、検察官作成の事件の筋書きが真実に迫り、被疑者がその真実の重みに耐えかねた結果だというのである。

ここでつくづくと思うのであるが、

「取調べで検察官に真実を突きつけられ、その真実の重みに耐えかねて被疑者が自殺する。」

という検察官の抗弁は、論理的に成立しない。なぜなら、被疑者は事件の当事者なのであるから、事件の真実は、なにも検察官に教えてもらわなくとも、自分自身が誰よりも良く知っている。その真実なるものの重みに耐えかねて自殺するのであれば、検察官による任意の取調べ以前に、とっくに被疑者は自殺していなければおかしいではないか？ だいたい、真実の重みに耐えかねて自ら命を絶つほど責任感の強い人が、無責任極まりない経済事件を犯すと考えるほうがおかしい。

さて、長銀粉飾決算事件は自白事件であり、被告人とされた大野木克信氏、須田正巳氏、鈴木克治氏の3名は、立派な自白調書を取られている。この粉飾決算事件は最高裁判決により無罪が確定したのであるから、被告人3名の自白調書が検察官の捏造によるものであったこともまた確定した。ならば、上原隆副頭取及び福田一憲大阪支店長の自殺は一体何なのか？ 検察庁特捜部は、無実の御仏に対する不謹慎極まりない侮蔑行為を直ちに停止し、謝罪すべきであろう。

6. 社会的制裁の清算

マスコミも良くない。新聞は本件の事件化以来、関連会社への飛ばしによる不良債権の隠蔽を長銀の粉飾経営によるものとして、本件被告人3名を散々非難してきたではないか。

長銀の関連会社への飛ばしはその通りではあるが、当時の銀行経理基準自体、それを容認していたのである。被告人3名は長銀の経営責任を負っていたのであるから、その経営破綻を回避するためであれば、公正なる会計基準で認められる範囲で、飛ばしであろうが何だろうが精一杯の生き残りを図らざるを得ない。もとより飛ばしの原因となった原不良債権を発生させたのは、本件3被告人ではなく、1971年から1989年にかけて19年間の長きにわたり長銀の頭取・会長を務めた杉浦敏介氏であり、本件3被告人はその後始末をさせられたに過ぎない。この人達は運の悪いときに長銀の経営者にさせられたのであり、この期に及んでこんな汚れ役を引き受けたのは、この人たちが良い人だったからと考えることもできる。そして本件飛ばし処理は、当時の銀行業における公正なる会計慣行で認められており、その決算には監査法人の適正意見が付されているのである。

批判すべきは不良債権の実態が適正に処理されない旧大蔵省銀行統一経理基準であり、その下での不良債権償却証明制度そのものである。また、償却証明制度の下で、長銀に不良債権の償却証明を申請させなかった旧大蔵省銀行局こそ批判されなくてはならない。

平成2年にバブル経済が崩壊して、不動産の担保融資が不良債権化していることが明白にもかかわらず、それに対して適正な引当金を立てることさえできない旧銀行経理基準は、

あまりにも前近代的で合理性を失っており、それをそのまま使い続けることはまことに問題が多かった。であれば、公正なる企業会計原則があることを知りながらも、バブル経済崩壊後10年の長きにわたり不良債権償却証明制度を維持し続け、企業会計原則に準拠した資産査定基準を策定しなかった官僚の無作為をこそ批判すべきであった。新聞が批判精神の健全性を維持していれば、長銀の経営破綻を本件被告人3名の個人的刑事責任に帰することなど、もとよりできるはずもなかったのである。

平成10年3月期決算においては、圧倒的多数の大手都市銀行が多かれ少なかれ償却証明制度の下での決算を組んでいた。弁護人はそのことを最高裁への上告時にやっと持ち出して、本件は最後に逆転無罪となったが、こんなことは当時の銀行経理に携わる人達の間では誰でも知っていたことだったのであり、マスコミがその気になれば、いくらでも取材で裏が取れたのである。新聞が検察情報の一方的垂れ流しに終始するのではなく、推定無罪の原則に従い、少しは被告人の言い分にも耳を傾けていれば、いくらでも中立的な報道ができた。マスコミが長銀の最高裁逆転無罪に対して「なんとなく釈然としない」のは、経済事件におけるマスコミ自身の報道姿勢にも大いに問題があったというべきであろう。

最後に公認会計士業界についても論及しておく。本件は日本を代表する巨大銀行が粉飾決算に問われた歴史的な大事件である。しかも、そこでの粉飾は、被告人の犯意がどうのこうのといった犯罪性以前に、銀行業に適用されるべき会計基準そのものが問題とされた。それにもかかわらず、公認会計士業界は本件の会計基準論争に対して一貫してダンマリを決め込み、本件粉飾事件に何らの見解を出してこなかった。公認会計士が、粉飾決算並びに会計基準をその職業専門家としての本業とする以上、これはなんとも納得がいかない。

最高裁の無罪判決と下級審の有罪判決の決め手が、公正なる会計慣行に関する唯一論と並存論の違いにあったことを考えると、公認会計士業界こそこの司法の不毛な会計慣行論争に終止符を打ってやるべきだった。司法は公正なる会計慣行が複数あることなど想像さえできなかったかもしれないが、会計ではそんなことは常識なのである。結局、本件は、平成10年3月期決算における資産自己査定基準と不良債権償却証明制度の並存を認め無罪判決となったが、そんなことは、少なくとも当時の銀行監査にかかわる公認会計士であれば、誰でも知っていたではないか？公認会計士業界がそのことを言ってやりさえすれば、逆転無罪という衝撃的な結末を迎えた本件10年裁判はなかったのであり、それどころか、被告人3名の起訴もなければ本件の事件化もなかった。

公認会計士業界は、粉飾決算が事件化し司法判断に持ち込まれると、関わり合いになりたくないばかりにダンマリを決め込み、司法判断にひたすら恭順するのを常としてきた。しかし、司法は経済事件に大きく比重を移しているのであり、その中で、粉飾決算が司法

の場に持ち込まれる事件もまた急増しているのである。公認会計士は、粉飾決算の司法論争から逃げてはいけない。

公認会計士の社会的使命は3つある。批判的機能、指導的機能、創造的機能である。批判的機能は監査意見を通じて粉飾を批判する機能であり、指導的機能は監査を通じて粉飾を防止すべく指導矯正を図る機能を言う。そして、創造的機能は、会計学と会計実務の中間に位置する公認会計士の立場により、会計を通じた社会的情報発信を行うことをいう。司法が会計上の判断に迷う際、これに職業専門家としての見解を表明することは、公認会計士の当然の社会的責任と考えるべきであろう。近時の粉飾決算事件の多発化に伴い、もはや公認会計士業界が司法判断から逃げを打つのは許されない。長銀の無罪判決は、公認会計士業界の無作為をも批判していると考えなくてはならない。

逆転無罪という衝撃的な最高裁判決を受けて、被告人3名の無実は晴れた。この人たちは、無実にもかかわらず、10年間という気の遠くなる長期間にわたり、いわれなき社会的制裁を受け続けてきた。長銀粉飾決算事件の無罪が確定した以上、この10年間になされた社会的制裁の清算が問われなければならない。

2008年9月1日 公認会計士 細野祐二

(注1) 例えば、2005年2月19日、西武鉄道有価証券報告書虚偽記載事件で、西武鉄道の小柳皓正前社長が検察庁特捜部の任意の取調べを受けて自宅で首吊り自殺している。自殺を受けて東京地検特捜部は「私どもの捜査遂行の過程で亡くなられたことについて、たいへん残念に思います。心からご冥福をお祈りします。」などとコメントしている。